

埼玉福利厚生援護会だより

編集・発行

〒330-0855 埼玉県さいたま市大宮区上小町 908-2
 労働保険
 事務組合 埼玉福利厚生援護会
 TEL 048-640-6543(代)
 FAX 048-643-8268
 E-mail: info@saitama-engokai.com
 URL http://www.saitama-engokai.com

業務案内

労働保険法(雇用保険・労災保険)
 に基づく諸業務、給付請求、労働
 保険料徴収納付、その他事務指導

平成二十一年
 秋季号



平成21年度2期労働保険料の納期です 指定期限までにお忘れになりませんよう ご納付お願い申し上げます

平成21年4月から労働保険料率・要件が変更になりました。再度ご確認ください。

- ① パートタイマー労働者等雇用期間の定めのある方が雇用保険に加入する要件が変更されました。

- 改正後 週の所定労働時間20時間以上で6ヶ月以上の雇用見込があること
- 改正前 週の所定労働時間20時間以上で1年以上の雇用見込があること

- ② 雇用保険料率が引き下げられました。

	会社負担	従業員負担
一般の事業	9/1000	6/1000
建設業	11/1000	7/1000



	会社負担	従業員負担
一般の事業	7/1000	4/1000
建設業	9/1000	5/1000

- ③ 雇用期間の定めのある方の雇止めは(契約の更新がない)失業給付が受給しやすくなりました。

- 改正後 退職日以前1年間に、1ヶ月の実労働日数が11日以上ある月が6ヶ月以上あること
- 改正前 退職日以前2年間に、1ヶ月の実労働日数が11日以上ある月が12ヶ月以上あること
 (短時間被保険者と一般被保険者の違いはなくなりました)

- ④ 労災保険料率が変更されました。裏面の労災保険料率表でご確認ください。



その他の改正
 x 3



● 育児休業給付受給方法の変更

平成22年3月31日迄に育児休業を開始した人

- 休業期間中 職場復帰の6ヵ月後
- 休業開始時賃金の30%相当額
- 休業開始時賃金の20%相当額



平成22年4月1日以降に育児休業を開始する人

- 休業期間中
- 休業開始時賃金の約50%相当額

※休業期間は産後57日目～子が1歳に達する迄、1歳6ヶ月迄延長可能

● 裁判員制度も公の職務です (平成21年5月21日～)

労働基準法では従業員に「公の職務」のための時間を与えることを保障しているため裁判員としての時間を請求されれば、会社は拒否することは出来ません。
 ◇裁判員制度は「休暇」に関する事項として就業規則に記載することが必要です
 ◇無給扱いとしても差し支えありません。

● 有給休暇の時間単位取得

(平成22年4月1日～)
 事業場で労使協定を締結すれば、1年に5日分を限度として時間単位の有給休暇の取得が可能になります。



ご不明な点は当会までお問い合わせください